

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和7年5月30日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	小	泉	栄正
同	手	塚	秀樹

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度		財政援助団体等監査(2監査第75号)分		(長野市長分)
指摘事項		当初措置状況 (3年度)	令和6年度の措置状況	担当課
(3) 金銭の収受事務について	緑育協会は、登録制ボランティア「緑育倶楽部」を組織しており、年会費として会員1名につき1,000円(初年度は2,000円)を徴収しているが、金額、徴収の方法及び時期等の基準がない。規程等を整備し、基準に基づく適正な収受事務を行われたい。	「緑育倶楽部」の年会費について、金額、徴収の方法及び時期等を明確にするため、令和3年度中に「緑育倶楽部会員規程」等を整備し、適正な収受事務を行う。	「緑育倶楽部」の適正な運用を行うため、会費や交通費その徴収方法等を明記した「花と緑の登録制ボランティア「緑育倶楽部」会則」を制定し、令和6年4月1日から施行している。	指定管理者(公園緑地課)
(5) 支出事務について	緑育協会は、緑育サポーターが活動した際に交通費等を支給しているが、その支給基準がない。規程等を整備し、基準に基づく適正な支出事務を行われたい。	緑育サポーターも緑育倶楽部会員であり、緑育サポーターが活動した際の交通費等の支給基準を明確にするため、令和3年度中に「緑育倶楽部会員規程」等を整備し、適正な支出事務を行う。	「緑育倶楽部」の適正な運用を行うため、会費や交通費その徴収方法等を明記した「花と緑の登録制ボランティア「緑育倶楽部」会則」を制定し、令和6年4月1日から施行している。	指定管理者(公園緑地課)